

iDeCoへの加入を検討されている方またはご加入者へ

2021年1月
東京海上日動火災保険株式会社

iDeCo（個人型確定拠出年金）の各種届出書へのご記入に当たっての留意事項について

1. 各種届出書の押印が不要になりました

「個人型年金加入申出書」や「加入者等氏名・住所変更届」等、iDeCoに関するお手続きにおきましては、原則として書類への押印が不要になりました。ただし、加入申出書（3枚目）「預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」の「金融機関届出印」欄には引き続き押印が必要です。

<例>

（加入申出書 1 枚目：1. 申出者欄）

「氏名」は、必ず
自署願います。

押印不要です

（加入申出書 3 枚目：4. 掛金引落口座情報欄）

押印が必要です
（金融機関届出印）

2. 自営業者などの国民年金第1号被保険者の皆さまへ

自営業者などの国民年金第1号被保険者の方が以下項目（枠内）に該当する場合であっても、☑や「年金証書の記号番号」の記入は不要です。また証明書の添付も不要です。

（加入申出書 1 枚目：8.【第1号被保険者】記入欄）

記入および証明書の
添付は不要です

2021年4月1日からiDeCoにおける脱退一時金の支給要件が緩和されます。

* 2017年1月1日以降に加入者資格を喪失した場合

現在	2021年4月1日以降
<p>以下の①～⑤の全てを満たす必要があります。</p> <p>① 国民年金の保険料免除者であること</p> <p>② 障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>③ 通算拠出期間が1か月以上3年以下であること または請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること</p> <p>④ 最後に企業型確定拠出年金の加入者またはiDeCoの加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと</p> <p>⑤ 企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていないこと</p>	<p>以下の①～⑤の全てを満たす必要があります。</p> <p>① 国民年金の保険料免除者であること</p> <p>② 障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>③ 通算拠出期間が1か月以上5年以下であること または請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること</p> <p>④ 最後に企業型確定拠出年金の加入者またはiDeCoの加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと</p> <p>⑤ 企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていないこと</p>